

大阪市青少年指導員活動交付金福島区実施要領

制 定 平成 26 年 4 月 1 日

最近改正 令和 元年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、福島区における大阪市青少年指導員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

第 2 条 交付要綱第 4 条第 2 項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

- 2 別表に定めのない活動内容を行う場合の算定基準額については、随時、区と協議を行うものとする。

(軽微な変更)

第 3 条 交付要綱第 8 条第 1 項第 1 号における軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正要領は、令和元年 7 月 1 日より施行する。但し、平成 31 年度交付金精算時についても適用する

別表（第2条関係）

対象活動	具体的な活動内容	算定の基準となる 年間実施回数／規模	算定基準額（円）
(1) 青少年問題に関する啓 発に関する活動	啓発活動	年 1 回	上限額 82,500 円
	広報紙の発行	1 回 3,000 枚	
(2) 青少年の指導及び相談 に関する活動	夜間巡視(指導ルーム)	年 12 回	上限額 290,400 円
(3) 地域における青少年健 全育成に関する活動	区青指活動	年 7 回以上	上限額 406,300 円
	校下青指活動	年 20 回以上	上限額 884,400 円
(4) その他区長が定める活 動	地域協議会会議の開催	年 12 回	上限額 39,600 円 1 回単価 3,300 円